

第18回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年2月20日  
 告示番号 第2号  
 会議年月日 令和2年2月25日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 企画係長 千葉 奈津枝  
 主 査 西 卷 孝 志  
 主 査 原 田 光

本日の案件 第18回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>本日の出席委員は22名であります。                  定足数に達しておりますので、第18回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、14番 畠山 信吾 委員、23番 三浦 善昭 委員より欠席の旨の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に13番 鈴木 初男 委員、15番 遠藤 勝幸 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、千葉係長、原田主査を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。</p> <p>報告第39号「農政専門委員会の報告について」を上程いたします。</p> <p>一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告願います。</p>

農政専門委員長

それでは、私のほうから報告させていただきます。

開催期日は令和2年2月10日、13時30分から、場所は川崎農村環境改善センター、生活改善研修室、出席者は私 石川ほか農政専門委員9名でございます。

松岡 千賀子 委員、鈴木 初男 委員は欠席でございました。

事務局からは小野寺事務局長、千葉係長でございます。

第5回農政専門委員会を開催し、令和2年度農作業標準賃金(案)について、農政専門委員10名により協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

協議の内容は、お手元の結果報告のとおりでございます。

農政専門委員会に先立ち、2月4日には一関市農業委員会農作業標準賃金審議会が開催され、人力の部については、人力作業を日額200円引き上げ6,700円、オペレーターは日額300円引き上げ10,600円とすること、機械の部は据え置きとすることといたしました。

委員会の協議では、人力の部に対しては、労働力確保のためには賃金の引き上げは避けられないとの意見がありました一方、農業所得は増えていないのに賃金だけ上がることにに対する懸念の意見もございました。

機械の部については、標準額を据え置きとすることに反対の意見はありませんでしたが、新たに設定すべき項目、見直しすべき項目について意見がありました。

協議の結果といたしまして、人力の部の引き上げ、機械の部の据え置きともに原案どおり、機械の運搬料、セット動噴、乾燥から色彩選別までの一貫作業の設定、畦畔塗り作業等の見直しについて、来年度に向けて検討することということで意見を集約いたしました。

この協議により調整した令和2年度農作業標準賃金案につきましては、本日、議案第136号として審議いただきますので、よろしく願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

議 長

以上で「報告第39号」の報告を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第39号の質疑を終わります。

次に、「報告第40号 専決処分報告について」を上程いたし

局長

ます。

局長より説明いたさせます。

それでは、3ページをお開き願います。

報告第40号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

4ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年2月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から9ページの第16号までの16件、15名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第40号」の説明を終わります。

この際、ご質問を賜ります。

(なしの声あり)

議長  
議長

なければ、報告第40号の質疑を終わります。

次に、「報告第41号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長

局長より説明いたさせます。

10ページをお開き願います。

報告第41号 農地現状変更届出の報告について、その内容を説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から、第4号までの4件、5筆

の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が3件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第41号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第41号の質疑を終わります。

次に、「議案第129号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

11ページをご覧ください。

議案第129号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請5件でございます。

第1号及び12ページにかけての第2号でございますけれども、今までは譲受人が賃貸借契約により耕作をしておりましたが、経営安定のため売買により取得しようとするもので、それぞれ持ち分3分の1の売買で、売買金額は記載のとおりとなっております。

第3号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は、記載のとおり令和5年2月28日までの3年間で、物納となっております。

13ページですが、第4号及び14ページの第5号については、譲渡人と譲受人は親子であり、それぞれ後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請2件でございます。

第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、

議 長  
議 長  
議 長  
局 長

借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は、記載のとおり令和6年12月31日までの4年10ヶ月で、物納となっております。

第7号についても、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は、記載のとおり令和3年12月31日までの1年10ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

15ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請3件でございます。

第8号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

16ページをご覧ください。

第9号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は、記載のとおり令和7年12月31日までの5年10ヶ月で、物納となっております。

第10号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

17ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請3件でございます。

第11号から第13号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

18ページをご覧ください。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第14号については、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、藤沢地域に係る申請4件でございます。

第15号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は、記載のとおり令和4年12月31日までの2年10ヶ月で、物納となっております。

第16号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、贈与により取得しようとするもの

です。

19ページをご覧ください。

第17号については、貸付人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は、記載のとおり令和4年12月31日までの2年10ヶ月となっております。

20ページにかけてになりますが、第18号については、耕作の利便性を図るため農地を交換するものです。

譲受人が交換に供する農地については、備考欄にございますが、関連議案の69ページになりますが、議案第133号 所有権移転第4号に記載の農地です。

以上18件の申請は、いずれの申請においても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第129号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の説明をお願いいたします。

6 番  
佐藤 徹 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条の一関地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和2年2月14日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 渡邊 克洋委員、佐々木 和 委員、事務局職員 小野寺事務局長、千葉主任。

報告内容、第1号から第5号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

3 番  
皆川 清喜 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告、花泉地域を報告いたします。

現地調査日は令和2年2月12日、午前9時より、調査員、農業委員として私 皆川、農地利用最適化推進委員 小野寺 安春 委員、千葉 浩昭 委員、支所職員 後藤 博之 産業経済課主任、高橋 昌子 主事でございました。

報告内容、第6号から第7号について、別紙農地法3条現地調

査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

16番  
小山 悦郎 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告書、大東地域について報告します。

現地調査日、令和2年2月12日、水曜日、午前9時30分より、  
現地調査員、農業委員 私 小山、畠山委員、農地利用最適化推進  
委員 小野寺委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 熊谷産  
業経済課主査。

報告内容、第8号から第10号について、別紙現地調査書のとおり  
現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的  
な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと  
判断いたしました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

12番  
佐藤 繁 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和2年2月12日、水曜日、午前9時30分より行  
いました。

現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠  
藤委員、渡邊委員、事務局職員 千葉主任、支所職員 畠山 博文  
産業経済課農林係長。

報告内容、第11号から第13号について、別紙農地法第3条現地  
調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な  
利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと  
思います。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

13番  
鈴木 初男 委員

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第3条現地調査報告書。

現地調査日、令和2年2月13日、午前9時より、現地調査員、  
農業委員 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、菅原委員、  
支所職員 渡邊産業経済課長補佐。

報告内容、第14号について、別紙現地調査書のとおり現地確認

議	長	又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地には影響ないものと判断しました。
19番	佐々木 栄一 委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>農地法第3条の現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日につきましては令和2年2月12日、午後1時30分より始めました。</p> <p>現地調査員、農業委員 私 佐々木です。</p> <p>農地利用最適化推進委員 伊藤、菅原、それから事務局職員といたしまして 千葉主任、支所職員 佐藤産業経済課主事です。</p> <p>報告内容といたしまして、第15号から第18号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議	長	<p>以上、報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果の報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
議	長	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第129号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p>
議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>満場です。</p>
議	長	<p>よって、「議案第129号」を可と決します。</p> <p>次に、「議案第130号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p>
農地係担当		<p>農地係担当より説明いたさせます。</p> <p>21ページをお開き願います。</p> <p>議案第130号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は2件で、大東地域1件、藤沢地域1件とな</p>



議 長  
16番  
小山 悦郎委員

ります。

第1号は、貸し駐車場を整備したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、第2号は、申請人と同居する両親が高齢であり、自宅までの坂の上り下りが難しくなっていることから、新たに自己住宅を建築したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第130号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方より現地調査の結果説明をお願いいたします。

まず、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、J R 摺沢駅から東に約870mの位置にあり、周囲は東・西・北側が宅地、南側が市道となっている。

申請人が貸し駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないということです。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第4条現地調査報告をいたします。

藤沢地域でございます。

現地調査日、それから調査員は3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容といたしまして、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、藤沢支所から南東に約1.6kmの位置にあり、周囲は東・西・南側が農地、北側が道となっている。

議 長  
19番  
佐々木 栄一委員

議 長

2番  
渋谷 皓 委員  
農地係担当  
2番  
渋谷 皓 委員  
議 長  
21番  
畠山 潔 委員

農地係担当

11番  
石川 誠司 委員  
農地係担当

議 長

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われます。

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

1号ですが、確認ですけれども、この方は兼業農家ですね。

会社役員をしておられ、兼業農家でございます。

わかりました。

ほかにございませんか。

私も現地確認したわけですが、それに関連してちょっと質問ですが、図面の方、現況状況図、ナンバー2で質問させていただきます。

農協の駐車場を今回、申請する形ですが、農協の前の、③の黒塗りの下の方が農協の建物です。

その前が田となっておりますが、現況は国道343号です。どうして国道なのにいまだに地目が田のままになっているのはどうしてか、わかれば聞かせていただきたいと思えます。

国道も大分前に摺沢のバイパスとしてできて、このデータは26年、27年のデータですが、こういうケース、あるんでしょうか。

参考に聞かせてください。

直接、土地買収等をした担当ではないので、あくまでも参考にはなりますが、当時の343号線を国道で買収した際には、田の状態を買収をして、本来は地目変更登記で公衆用道路にするものと思えますが、恐らく田の状態、かなり面積なり筆数も多かったもので、この現状のまま、登記簿は今現在も田のままになっているということだと思えます。

登記が田ということは、所有者の名義はどなたになっていませんか。

地目は農地ですけれども、3桁の国道ですので、登記簿は確認していませんが、岩手県になっているものかと思われます。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第130号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。
議	長	よって、「議案第130号」を許可相当と決します。
農地係担当		次に、「議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。 農地係担当より説明いたさせます。 22ページをお開き願います。 議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。 次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。 本議案に係る申請は18件で、一関地域6件、花泉地域1件、大東地域2件、千厩地域5件、東山地域1件、室根地域1件、藤沢地域2件です。 第1号は、譲受人が集合住宅を建築したいので転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。 第2号は、借受人が自己住宅を建築したいので母より使用貸借して転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。 第3号は、譲受人が宅地分譲したいので転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。 23ページをお開き願います。 第4号及び第5号は、譲受人が自己住宅の建築及び譲渡人・譲受人双方の進入路の整備をしたいので転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の準工業地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が集合住宅を建築したいので転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

24ページをお開き願います。

第7号は、借受人が自己住宅を建築したいので父より使用貸借して転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから転用に問題ないものと考えます。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を設置したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第9号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

25ページをお開き願います。

第10号及び第11号は、譲受人が自己住宅を建築し、併せて進入路を整備したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第12号は、譲受人が事務所を建築したいので転用申請するものです。

こちらは、譲受人は平成14年頃、当初の事業所の土地が手狭になったので、新たな事業場所を探し当該箇所にも事業所を建築することとなりました。

隣接者と土地改良区等と境界確認を行い事務所を新築しましたが、今般、用地測量をしたところ、境界を越えて建築していたことがわかったことから、追認により許可を求めるものです。

双方ともに反省しており、顛末書を徴しております。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから転用に問題ないものと考えます。

26ページをお開き願います。

第13号は、譲受人が太陽光発電設備を設置したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第14号は、譲受人が自己住宅を建築したいので父より贈与を受けて転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第15号は、借受人は運搬業を営んでおり、近年、災害復興の輸送が増えたため車両を増車する必要があり、これまで会社敷地内に駐車していた従業員用の駐車場が不足することから、田3,158㎡のうち1,132㎡を賃貸借して転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

27ページをお開き願います。

第16号は、借受人が車庫及び物置を建築したいので父より使用貸借して転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第17号は、借受人が太陽光発電設備を設置したいので父より贈与を受けて転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第18号は、借受人が自己住宅を建築したいので妻の父より使用貸借して転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから転用に問題ないものと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第131号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

6 番  
佐藤 徹 委員

農地法第5条の一関地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員につきましては3条と同様でございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から南に約1.2kmの位置にあり、申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道

へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第2号、申請地は、一関インターから南東に約1.5kmの位置にあり、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第3号、申請地は、JR山ノ目駅から南に約920mの位置にあり、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第4号、5号につきましては、申請地は、一関インターから北に約410mの位置にあり、申請人が自己住宅及び道路を整備する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第6号につきましては、申請地は、一関市役所から南西に約2.4kmの位置にあり、申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条、花泉地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は3条と同じでございますので、割愛させていただきます

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第7号、申請地は、JR油島駅から南東に約3.3kmの位置にあり、周囲は東・南側が宅地、西側が市道及び農地、北側が農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思います。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は3条、4条と同じでございますの

議 長

3番  
皆川 清喜 委員

議 長

16番  
小山 悦郎 委員

議 長  
12番  
佐藤 繁 委員

で、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、JR摺沢駅から北西に約4.6kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西・北側が用悪水路となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

す。第9号、申請地は、JR摺沢駅から東に1.8kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が市道、南・北側が宅地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第10、第11号について、申請地は、JR小梨駅から北西に約3.4kmの位置にあり、周囲は東側が農地及び市道、西・北側が水路、南側が農地となっている。

申請人が自己住宅及び進入路を建築整備する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第12号、申請地は、千厩支所から北に約2.5kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が水路、南側が宅地、北側が農地となっている。

申請人が事務所等を建築整備する計画であり、トイレはくみ取りで処理することから、周辺農地に影響はない。

なお、本計画は平成14年頃、当時の事業地が手狭になったため現在の事業地を取得し、隣接地所有者と境界確認を行った上で事業所を建築したが、今般、用地測量をしたところ、事業所の一部が越境していたことが判明し、追認により許可を求めるものとのことで、双方とも深く反省しており、顛末書を徴しております。

第13号について、申請地は、千厩支所から南西に約460mの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が県道及び宅地、南側が水路、北側が宅地及び農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第14号、申請地は、JR千厩駅から北に約2kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地、西側が現況宅地、南側が市道、北側が宅地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第5条現地調査報告書。

調査日、令和2年2月13日、午前9時より行いました。

現地調査員は第3条と同じなので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第15号、申請地は、東山支所から北東に約1.5kmの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南側が水路、北側が県道となっている。

申請人が自社の従業員駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと判断した。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域の第5条現地調査報告をいたします。

調査日につきましては2月12日、午後1時半から行ってございます。

農業委員につきましては千葉委員、それから藤原 私です。

それから、農地利用最適化推進委員につきましては岩淵委員でございます。

支所からは畠山産業経済課長補佐 土屋主任主事でございます。

報告内容ですが、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第16号、申請地は、室根支所から南に約4.8kmの位置にあり、

議 長

13番  
鈴木 初男 委員

議 長

17番  
藤原 美喜男 委員



議長

19番

佐々木 栄一 委員

周囲は東側が市道、西・北側が農地、南側が宅地となっております。

申請人が車庫兼物置として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地への影響はないものと思われます。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の報告をいたします。

農地法第5条の現地調査報告をいたします。

現地調査日、それから現地調査員につきましては、3条、4条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第17号であります。

申請地は、藤沢支所から東に約2.2kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地及び農地、西・南側が農地、北側が雑種地となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

次に、第18号でございます。

申請地は、藤沢支所から東に約2.8kmの位置にあり東側が市道、西・南・北側が農地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われます。

以上、報告をいたします。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての説明を終わります。

審議願います。

21番

畠山 潔 委員

4番と5番、譲受人 夫婦の個人住宅のようでございますが、5番の方に行きますと道路の分に、譲渡人がそのまま残っているのですが、持ち分が当然あると思うのですが、4番のような中身で所有権移転をしてもいいのかなと思ったのですが、何か目的があるのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

農地係担当

こちらの議案番号の4番、5番についてですが、4番については、譲渡人から譲受人のお二人にそのまま売買で土地を移すとい

う形になりますが、5番につきましては、こちらは譲渡人の田んぼに行くための道路にもなりますので、持ち分が少なくなるということで、本来であれば自分の農地ですので自分で整理する、農地法の4条という形になるのですが、この場合につきましては持ち分の移転も兼ねるということで、合わせて5条で、1つの申請で今回は受けております。

そのため、それぞれ最初の譲受人のご夫婦、お二人についての持ち分につきましては、12分の1ずつということになりますし、所有者である譲渡人については6分の5を所有するというようになります。

21番  
畠山 潔 委員

当然このあとに、例えば浄化槽や水路、修理、修繕する場合に、当然譲渡人の同意ももらってやることにはなりますが、トラブルになる不安はないのでしょうか。

農地係担当

何か修理しようとした時に譲渡人から同意もらえないとも限りませんよね。

その分も含めて今回、持ち分を移転しており、共有の道路になるということになりますので、整備する際の費用についてはそれぞれのお話し合いになるかと思いますが、それについて工事するのに関して、今後側溝を入れるだとか、そういったことに関して契約の内容どおり変えられないもので、トラブルにはならないかと考えております。

議 長  
10番  
佐藤 和威治 委員

ほかにございませんか。

今の関連ですけれども、持ち分の売買だけで、表記の仕方ですけれども、要は12分の1、12分の1、このご夫婦の名前だけで済むのではないかと。

農地係担当

この表現の仕方だと、売買で譲渡人が、譲受人として入ってくるのですが、今の表現、そういう登記になるのですね。

この2つの土地については、今回の登記で3人の名義になるということです。

10番  
佐藤 和威治 委員

もとの所有者の方については、もともと単有でしたのが今度は共有になりますので、持ち分が減るだけで、お金の支払いはありませんけれども、今回の転用申請についてはあくまでも道路を整備するという同じ許可申請書に連名で載せているという形になります。

共有にするのか、それとも持ち分登記にするのか、それによってこの表記の仕方が違うと思うのですけれども。

		<p>要は、12分の1それぞれに持ち分と売買したのであれば、その方だけの譲受人になると思いますし、共有であればこのとおり3人の名前が入ってくると思うのですけれども、どちらなのでしょううか。</p>
農地係担当		<p>共有になります。</p> <p>譲渡人の方はもともと1分の1だったものが今度は6分の5をもって3人の共有になるということでございます。</p>
議	長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(午後2時33分 休憩)</p> <p>(午後2時39分 再開)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第131号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第132号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>農地係担当より説明いたさせます。</p>
農地係担当		<p>28ページをお開き願います。</p> <p>議案第132号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は一関地域の申請が2件です。</p> <p>第1号は、平成30年2月8日付けで、住宅4棟を建築する目的で5条許可申請があり、その後、平成31年4月10日付けで令和2年3月31日まで期間を延長する申請があったものです。</p> <p>現在3棟は完成しておりますが、残り1棟については台風被害等の影響により、設備業者や大工の確保が困難なため着工できておらず、期限内の完了が難しいことから転用期間を延長しようとするものです。</p> <p>なお、期間以外の事業内容の変更はありません。</p>

		<p>第2号は、令和元年11月14日付けで市道幸町市役所前線他配水管敷設工事に伴う現場事務所等として一時転用する目的で5条許可があったものですが、工事期間が3月19日まで延伸になったことから、一時転用期間についても延長をしようとするものです。</p> <p>なお、期間以外の事業内容の変更はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第132号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第132号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第132号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第133号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>農地係担当より説明いたさせます。</p>
農地係担当		<p>大変申し訳ございませんが、説明の前に議案の訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>31ページをお開き願います。</p> <p>31ページの番号の4番となりますけれども、こちらの備考欄に使用貸借と書いておりますが、こちらを賃貸借に訂正願います。</p> <p>大変申し訳ありませんでした。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>それでは改めまして、29ページをお開き願います。</p> <p>議案第133号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。</p> <p>30ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、利用権貸借が72件、所有権移転が4件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が2件、集団案件が25件で</p>

す。

初めに利用権貸借ですが、第1号から42ページの第22号までは、一関地域に係る申請です。

43ページをお開き願います。

第23号から55ページの第45号までの23件は、花泉地域に係る申請です。

56ページをお開き願います。

第46号から第48号の3件は、大東地域に係る申請です。

57ページをお開き願います。

第49号から58ページの第51号までの3件は、東山地域に係る申請です。

第52号から64ページの第68号まで、こちらの17件は、室根地域に係る申請です。

65ページをお開き願います。

第69号から66ページの第72号までの4件は、藤沢地域に係る申請です。

67ページをお開き願います。

次に所有権移転ですが、第1号と68ページの第2号の2件は、花泉地域に係る申請です。

69ページまでの第3号は、東山地域に係る申請です。

第4号は藤沢地域に係る申請です。

こちらの第4号の申請につきましては、議案第129号、番号18との関連議案となります。

70ページをお開き願います。

次に農地中間管理機構との貸借で個別案件ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、大東地域に係る申請です。

71ページをお開き願います。

農地中間管理機構との貸借で集団案件ですが、

第1号から第3号までは、花泉地域に係る申請です。

第4号から73ページの第25号までの22件は、千厩地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりですのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するもので

議 長

あること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第133号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第46号について、5番 鈴木 勝 委員、第65号から第68号について、4番 千葉 綾雄 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

21番  
畠山 潔 委員

先ほど訂正箇所のお話ありましたが、審議の前にちょっと確認していただきたいのですが、70ページ、個別案件、1番、地番7-1、まずこの地区と、あと始期日の令和2年3月1日、それから賃貸借料年額8,000円、この部分、次の協議にも入っているのですが、ここで話しさせていただきたいのですが、76ページの1番、所在地、地番が7番になっているし、始期日が3月31日、賃借料年額80,000円、これどっちかが違うのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

農地係担当  
議 長

では、確認させていただきます。

若干時間を要するようですので、会議を一旦休憩します。

(午後2時52分 休憩)

(午後2時58分 再開)

議 長

会議を再開いたします。

担当より答弁させます。

農地係担当

大変申し訳ございませんでした。

今、確認しまして、地番につきましては7-1が正しいということで、申し訳ありません。あとで訂正しますが、配分の方も7-1ということになります。

始期につきましては、利用集積は、今回の総会が終わりまして、告示が2月28日になりますので、この翌日の3月1日から、それから中間管理機構の方に送付しまして、最終的に県の方で認可になるのが先ほどの配分の方の3月31日となるため、1ヶ月間のずれが生じるということです。

年額につきましては、利用集積の方の8,000円が正しい額になります。

大変申し訳ありませんでした。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議	長	なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第133号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第46号及び第65号から第68号を除き可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第133号」を、貸借権設定第46号、第65号から第68号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第133号」貸借権設定第46号について審議いたします。 鈴木 勝 委員は退室願います。 (午後3時00分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、「議案第133号」貸借権設定第46号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第133号」貸借権設定第46号を可と決しました。
議	長	鈴木 勝 委員は入室願います。 (午後3時01分 入室)
議	長	鈴木 勝 委員に申し上げます。 「議案第133号」貸借権設定第46号を可と決しました。
議	長	次に、「議案第133号」貸借権設定第65号から第68号について審議いたします。 千葉 綾雄 委員は退室願います。 (午後3時02分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)

議	長	<p>異議なしとのことですので、「議案第133号」貸借権設定第65号から第68号を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第133号」貸借権設定第65号から第68号を可と決しました。</p> <p>千葉 綾雄 委員は入室願います。</p> <p style="text-align: center;">(午後 3 時03分 入室)</p>
議	長	<p>千葉 綾雄 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第133号」貸借権設定第65号から第68号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第134号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>農地係担当より説明いたさせます。</p>
農地係担当		<p>74ページをお開き願います。</p> <p>議案第134号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたしますが、先ほど、議案の中身につきまして、地番の番号1につきましては。地番が7-1、備考欄につきましては年額が8,000円というような形になります。</p> <p>議案第134号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>一関市長より、75ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>76ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が18件です。</p> <p>第1号は、一関地域に係る申請です。</p> <p>第2号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>第3号は、大東地域に係る申請です。</p> <p>78ページまでとなりますが、第4号、こちらにつきましては、千厩地域に係る申請です。</p> <p>78ページをお開き願います。</p> <p>第5号から81ページの第18号までの14件は、川崎地域に係る申請で、12月の総会において農用地利用集積計画が可決された案件となります。</p> <p>以上、各申請の内容については記載のとおりです。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和</p>



要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第134号」の説明を終わります。

なお、第2号について18番 佐藤 多賀幸 委員、第4号について24番 千田 幹雄 委員、第5号について15番 遠藤 勝幸 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第134号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第2号及び第4号、第5号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第134号」は、第2号及び第4号、第5号を除き可と決します。

議 長

次に、「議案第134号」第2号について審議いたします。

佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

(午後3時08分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、「議案第134号」第2号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第134号」第2号を可と決しました。

佐藤 多賀幸 委員は入室願います。

(午後3時09分 入室)

議 長

佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。

「議案第134号」第2号は可と決しました。

議 長

次に、「議案第134号」第4号について審議いたします。

		千田 幹雄 委員は退室願います。 (午後 3 時10分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、「議案第134号」第 4 号を可と決 する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第134号」第 4 号を可と決します。 千田 幹雄 委員は入室願います。 (午後 3 時10分 入室)
議	長	千田 幹雄 委員に申し上げます。 「議案第134号」第 4 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第134号」第 5 号について審議いたします。 遠藤 勝幸 委員は退室願います。 (午後 3 時11分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、「議案第134号」第 5 号を可と決 する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第134号」第 5 号を可と決します。 遠藤 勝幸 委員は入室願います。 (午後 3 時12分 入室)
議	長	遠藤 勝幸 委員に申し上げます。 「議案第134号」第 5 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第135号 農地法の適用外であることの証明願に 対する可否について」を上程いたします。 農地係担当より説明いたさせます。
農地係担当		こちらの方は別冊といたしますか、もう 1 分冊の方になっており まして、最初の82ページをご覧願います。

議案第135号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、一関地域1件、千厩地域1件、東山地域1件、藤沢地域1件です。

申請の内容は、81ページの第4号まで記載のとおりですのでご覧願います。

いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第135号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

6番  
佐藤 徹 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法適用外の一関地域の現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は、先に申し上げました3条、5条と同様でございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から南に約5.3kmの位置にあり、東側が原野、西側が雑種地及び原野、南側が市道及び宅地、北側が雑種地及び宅地となっております。

昭和53年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われておりました。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

12番  
佐藤 繁 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、千厩支所から南東に約1kmの位置にあり、周囲は東・南側が雑種地、西側が市道、北側が宅地となっております。

		ます。
		平成7年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
13番		次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。
鈴木 初男 委員		東山地域、農地法適用外現地調査報告書。
		現地調査日、令和2年2月13日、午前9時より、現地調査員は3条、5条と同じですので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第3号、申請地は、JR柴宿駅から東に約2.1kmの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南側が市道、北側が宅地及び農地となっている。
		昭和41年頃から宅地進入路及び倉庫として利用しており、既に農地性は失われていました。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
19番		次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。
佐々木 栄一 委員		藤沢地域の報告をいたします。
		農地法適用外現地調査報告をいたします。
		現地調査日、調査員につきましては3条と同様でございますので、割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第4号であります。
		申請地は、藤沢支所から南東に約3.4kmの位置にあり、周囲は東側が宅地及び農地、西・南・北側が農地となっている。
		昭和60年頃から農業用施設及び車庫等として利用しており、既に農地性は失われております。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第135号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第135号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第136号 令和2年度農作業標準賃金の設定について」を上程いたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。</p> <p>84ページをご覧願いたいと思います。</p> <p>議案第136号 令和2年度農作業標準賃金の設定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>令和2年度農作業標準賃金を別紙のとおり設定することについて、議決を求めるものでございます。</p> <p>85ページにその標準賃金表の案がございますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>農作業標準賃金は、農作業の臨時雇用賃金や請負作業料金などの適正水準を確保するとともに、農作業の受委託を円滑に推進するため定めるものであり、担い手の育成や農業経営の安定的発展に適切な額であること、受委託農家の双方に理解が得られるものであることが求められております。</p> <p>令和2年度の農作業標準賃金については、2月4日に各地域の受委託農家などから構成する農作業標準賃金審議会での審議、その後2月10日の農政専門委員会の審議を経て、調整したものとなっております。</p> <p>内容につきましては、農政専門委員長の報告にあつたとおりでありますが、人力の部について、岩手県の最低賃金は、4年連続で3%台の上昇が続いていること、また、近隣市とのバランスも考慮して、人力作業賃金は3%程度、金額にして日額200円の引き上げ、オペレーター賃金も3%程度、金額にして日額300円の引き上げとしたところでございます。</p> <p>人力作業賃金は、1日6,500円から200円アップの6,700円、オペレーター賃金は、1日10,300円から300円アップの10,600円としております。</p> <p>人力作業賃金は2年連続のアップ、オペレーター賃金は4年ぶ</p>

りのアップとなります。

審議会や農政専門委員会での審議では、安い賃金では農業の働き手が集まらないということから、賃金の引上げについては賛同が得られましたが、引き上げ率については意見が分かれました。

最終的に岩手県の最低賃金の上昇率を根拠とした引き上げ案が了承されたところでございます。

次に機械の部ですが、昨年10月に消費税が8%から10%に引き上げられたところであり、参考とした農業機械の小売標準価格や農作業委託料試算事例では、おおむね前年比1%台のアップとなっておりますが、これは消費税のアップ分とほぼ同率であることから、機械作業料金については前年同額、据え置きといたしました。

審議会や農政専門委員会での審議では、人件費が上がっていて、機械の価格も上がっている、そんな中で機械作業の料金は上がらないのかという意見がございましたが、昨年10月に消費税がアップしたことにより、実質的に料金は引き上げられていると説明をする中で、据え置き案が了承されたところでございます。

このほか、機械の部の来年度の課題として、農作業機械の運搬料の標準額の設定、防除作業におけるセット動噴の標準額の設定、もみ乾燥からもみ摺り調整・色彩選別までを一貫して行う作業の標準額の設定、畦畔塗り・溝切り作業の標準額の見直しがあげられました。

この点については、来年度に向けて事務局で検討することといたしました。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で「議案第136号」の説明を終わります。

審議願います。

19番

質問ではございません。

佐々木 栄一 委員

報告第39号にありました農政専門委員長報告どおり、並びに、ただいま局長から追って説明が詳細にわたってありました。

賛成といたしたいと思えます。

進行をお願いします。

議 長

ありがとうございます。

ほかにございませつか。

5番

以前、人力の作業賃金は、果樹作業とか水稻作業など区別して

鈴木 勝 委員	いたと思ったのですけれども、一律でこういうふうにするという大体の目安になったのでしょうか。
局 長	今おっしゃられたとおり、人力作業については作業によって3つに確か区分なっていたのですが、審議の経過を見ますと、平成28年に区分をなくしたという経緯があるようでございまして、現在は一本化をしております。
議 長	ほかにございませんか。 (なしの声あり)
議 長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第136号 令和2年度農作業標準賃金の設定について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議 長	満場です。
議 長	よって、「議案第136号」を可と決します。 以上で全議案が終了いたしました。 第18回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。 (午後3時27分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員